

## 大字・小字名の起源と

### 新鶴村名の誕生

戊辰戦役後明治元年九月鶴ヶ城開城で藩制時代に終りを告げ、若松・坂下・野沢に民政局を田島に同出張所を置き地方民政の幕開けとなった。

明治二年・三年に行政組織の改正が、更には明治三年九月には従来の組を廃止し区制を設け、大沼郡及び会津郡の内七十七ヶ村を合わせて十二区に分割、新鶴村の内、新屋敷・新屋敷新田・椋目・根岸中田・沖中田・阿久津・立行事・境野・佐賀瀬川・軽井沢（現柳津町）米沢（旧高田組）は六十六区に、出戸田沢・沢田・小沢・入田沢・和泉新田・蕎麦目・西原・梁田・大石目（旧中荒井組）は六十七区となる。

明治五年地租改正の断行により、区画を判然とした地名（小字）が必要となり、小字の地名が定められた。多くの小字名は、その地に古くから用いられていた名前を生かして、広さの小さい所は他の部分と合わせ、あまり広い所は分割して名を付けた。小字名はできるだけ元の地名を用い、その表現には漢字を用い、字数を少なくすることですすめられた。（仮名で付けられた小字名も一部にはある。）

明治五年四月、庄屋・名主・年寄を廃止し、正副戸長制となる。

明治六年二月区制改正により若松管内を四十六区に分け大沼郡は第二大区となり、更に第二大区を十五小区に分割境野南

分・境野北分・椋目・米沢・根岸中田・阿久津・沖中田・新屋敷・新屋敷新田・長尾新田・佐賀瀬川は七小区に、立行事・大石目・梁田・下小沢・上小沢・西原・出戸田沢・入田沢・沼山・和泉新田・沢田・蕎麦目は八小区となる。

明治八年四月二十七日十五小区を改正し五小区となし、各小区に正副区長各一名を置く、現新鶴村全集落は、二小区に属す。

明治八年八月従来の百六十一ヶ村の内九十四ヶ村を併合して三十七ヶ村となる。現新鶴村関係は、境野村・鶴野辺村（椋目・沖中田・阿久津・長尾新田）米田（米沢・根岸中田）新屋敷（新屋敷・新屋敷新田）立石田（立行事・梁田・大石目）和田目（和泉新田・沢田・蕎麦目）沼田（出戸田沢・入田沢・沼山）小沢（上小沢・下小沢・西原）佐賀瀬川。

明治十一年一月郡区町村編成法発布、同十二年一月大沼郡役所を高田村に設置、各村の用係を廃止し戸長制度となる。

明治十六年三月戸長役場区域を郡内十ヶ所に改正、戸長の下に用係等の吏員若干名を置き、各村には世話係が置かれた。立石田村（立石田・境野・雀林・米田・鶴野辺・和田目・新屋敷・小沢・佐賀瀬川・沼田）に戸長役場が設置された。

明治二十一年四月十七日市町村制公布、同二十二年三月二十三日市町村制実施と共に村名の改称があり、この年立石田村が新田村と鶴野辺村に分かれ、明治八年八月改正による旧村名を大字名として現在まで続いている。

明治三十一年一月二十三日鶴野辺村と新田村が合併し、新鶴村名が誕生した。